

草刈作業の注意点

以下の条件を基本に、作業の可否を判断します。

①

(1) 斜面に上っての草刈はできません

(2) 下から刈払機の届く範囲のみ草刈可能です

角度30°を超える斜面

斜面での作業

(1) 30°を目安に斜面に上っての作業は、お引き受けできません。
斜面に上らず、下から刈払機が届く範囲のみの作業となります。

②

(1) 高所にある斜面は草刈できません

(2) 端から十分な距離を取り、刈払機が届く範囲のみ作業できます

高低差2mを超える

高低差2mを超える

高低差のある場所での作業

(1) 高所にある斜面は、角度等によらず、お引き受けできません。
(2) 高所にある平地の場合、転落しないよう端から十分な距離（1.5m程度）を取り、刈払機が届く範囲のみの作業となります。

※手すりや柵等がついており、転落の危険性がない場合は作業可能です。

③

20m

周囲の安全が確保できない作業

刈払機による作業では、小石が最大20メートル程度飛散する場合があります。
そのため、住宅、自動車、人の往来などに対して、防護ネット設置等による安全確保が困難な場合は、刈払機での除草作業はできません。
広さに応じて、鎌等での除草作業となります。

安全確保が必要な例

- ・人や自動車が往来する場所
- ・窓ガラス・自動車等を損傷する可能性がある場所
- ・他人の敷地に刈草等のゴミが侵入する可能性がある場所 等